

中京女子大学短期大学部に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2016（平成28）年3月31日までとする。

II 総 評

貴短期大学部は、1905（明治 38）年、「健全で円満な女性の育成」を建学の理念として、裁縫などの教員養成を目的に設立された中京裁縫女学校を前身としている。その後、1922（大正 11）年には「家事体操専攻科」を設置し、食事や運動といった身体的健全さの育成に直接かかわる分野を新たに開拓し、これが現在の貴短期大学部体育学科の礎となった。第二次世界大戦後の新学制のもとで、1950（昭和 25）年には短期大学として体育科と家政科を設置し、2007（平成 19）年の生活科学科（旧家政科）の募集停止により、今日では、50 余年にわたって学校体育や生涯スポーツの指導者を育成してきた体育学科のみの短期大学部となっている。

貴短期大学部の理念は、創立時の建学の精神を時代とともに継承・発展させて、「心身ともに健全でたくましく、英知と創造性を持って人生を積極的に生きる人間の育成」としている。また、学風づくりも積極的に行われており、学生会が中心となって取りまとめ明文化した「中女憲章」では、明るく元気をモットーとし、常に自分の可能性を追求して、何事にも積極的にチャレンジすることを「中女らしさ」として、学生に提示している。

生活科学科の募集停止や、2009（平成 21）年度からアスレティックトレーナー養成のための専攻科開設を予定するなど、社会の変化（ニーズ）に応じて教育研究組織の見直し、改革を進めようとしていることは評価できるが、現在の学生の受け入れ状況は必ずしも改善しておらず、学生の受け入れに関する検証・企画を行う組織を早急に構築し、対策をとる必要がある。

なお、今回提出された点検・評価報告書は、貴短期大学部の視点から目標に基づいた十分な点検・評価が行われておらず、全体的に問題点の洗い出し、具体的な改善策の提示などが不十分である。学内における自己点検・評価のあり方に問題があると認められるので、組織体制とシステムの抜本的な見直しを早急に行うことが喫緊の課題である。また、自己点検・評価が貴短期大学部の改善・改革につながるよう、そのためのシステムを確立させ、自己点検・評価を恒常的かつ効果的に実施していくことが求められる。

Ⅲ 短期大学に対する提言

1. 理念・目的・教育目標

創立時の精神を継承発展させ、時代に合った建学の理念を掲げている。また、体育学科においては「人間の健康について広い視野と柔軟な考え方で教育・研究するとともに、自他の健康の実現のために、実践的かつ具体的に寄与・貢献できる人間の育成」という教育目標を明確にしている。さらに、養成しようとする人材像を具体的かつ明確にしている。これらは高等教育機関としてふさわしいものとなっている。

しかし、「中京女子大学短期大学部学則」第1条で定められている目的「実際の専門職業に重きを置く大学教育を施し、よき社会人を育成する」とことと理念、または教育目標との関連についてはややあいまいであり、さらに刊行物や大学案内、ホームページなどに示されているそれらの内容についても、統一性がない。今後は、理念・目的・教育目標の関連性を明確にし、統一した内容で社会に周知することが望まれる。また、これらの適切性を不断に検証する全学的なシステムがないので、早急に全学的な検証システムを確立し機能させる必要がある。

2. 教育研究組織

貴短期大学部の教育研究組織は現在体育学科のみであるが、「将来構想ワーキンググループ」を2005（平成17）年度に立ち上げて2年にわたって検討を重ね、2009（平成21）年度からアスレティックトレーナー養成のための専攻科を開設することとしている。定員割れが続いていた生活科学科については2007（平成19）年度から募集を停止しているが、貴短期大学部の理念・目的・教育目標を実現するために、常に社会の変化に応じて学科構成の見直し、併設大学との有機的な連関を図りながら、今後も必要に応じた改革を進めていくことが期待される。

3. 学科・専攻科の教育内容・方法等

（1）教育内容等

導入教育やAO・推薦入試の合格者に対する入学前教育などが行われているが、今後は、その有効性について具体的に検証していくことが望まれる。

現代教養科目の開設数が少ないこと、学年ごとに配当されている指定科目が多いことなど、学生の科目選択の自由を保障する教育課程の編成が行われていない点についても工夫が必要である。また、インターンシップを実施するなどキャリア教育の充実にも配慮し、学生の目的意識の涵養に努めることが望まれる。

単位互換・単位認定、生涯学習への取り組みについて、それぞれ制度は設けているものの実績が少なく、併設大学との連携をとりながらも、貴短期大学部独自の具体的な改善方策を検討することが望まれる。

(2) 教育方法等 (3) 国際交流 (4) 学位授与

授業形態別のファカルティ・ディベロップメント (FD) 勉強会を併設大学と合同で行うなど、各教員の授業改善への取り組みは見受けられるが、貴短期大学部として独自のFD活動は不十分である。学生による授業評価の実施が、専任教員の担当する科目に偏っていることを改善するとともに、授業評価やFD活動の効果を客観的に測定する方法を確立し、その結果を組織的に検証していくことが必要である。

また、留年生を少なくするための方策として、時間割上、再受講が不可能な学生に対して、それに相当する内容を授業担当教員が指導することで履修とみなす「再履修特例制度」を設けているが、利用者数も多いことから、厳格な成績評価を行い教育の質を担保することに留意が必要である。

さらに、履修科目登録数の上限を設定していない状況を再検討し、学生の効果的な学修のために、適切な上限設定を行うべきである。

シラバスに、到達目標、授業の展開計画、成績評価方法・基準が必ずしも全教科目で明示されていないため、改善が望まれる。

一、助言

- 1) 履修登録単位の上限が設定されていないので、単位制度の趣旨に鑑み改善が望まれる。
- 2) 兼任教員の担当する科目で学生による授業評価の実施率が低く、また貴短期大学部独自のFD活動が組織的に十分に行われていないため、改善が望まれる。
- 3) シラバスについて、教員間による内容の精粗や到達目標が明示されていないなどの問題があるため、これらを早急に改善し、学生に必要な学習情報を的確に伝えるよう努めることが望まれる。

4. 学生の受け入れ

学生の受け入れについては、推薦入試や大学入試センター試験を利用した入試など多くの入試形態を採用している。しかし、体育学科における収容定員に対する在籍学生数比率が低く、是正が必要である。

そのためにも、貴短期大学部として独自の積極的な募集活動を強化することが望まれる。また、体育学科の理念・目的に応じた適正な学生の受け入れ方針 (アドミッション・ポリシー) を、すべての募集要項などに記載して受験生に明確に示す必要がある。さらに、この方針に従って公正で透明性の高い入試を行うとともに、今後は学生の受け入れに関して検証・企画を行う組織の構築も検討することが望まれる。

入学者の確保と基礎学力の確保という課題に加え、退学の要因となっている就学意欲の減退に対しても、具体的な改善策を引き続き講じていく努力が期待される。

一、助 言

- 1) 体育学科における収容定員に対する在籍学生数比率 (0.75) が低いため、改善が必要である。

5. 学生生活

隔年に「学生生活満足度調査」を実施し、特に満足度が低い3項目を重点的に、学生生活の改善に向け直ちに実行していることは評価できる。また、併設大学と共有の学生相談室、学生生活支援のための取り組みに一定の努力が認められる。今後は、利用者が増加している理由を分析し、問題を抱えている学生や進路に対する意識が低い学生のために、導入教育の工夫や個別相談を充実させるなど、改善に向けた具体的な努力が望まれる。また、セクシュアル・ハラスメントだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止策など、学生や教職員の人権を保護するための体制を充実させ、その広報活動を行うことも必要である。

6. 研究活動と研究環境

専任教員の研究費や研究室等の研究活動に必要な研究環境は整備されている。しかし、専任教員の学内外における研究活動は不活発であるため、貴短期大学の理念・目的を達成するためにも改善が必要である。とりわけ研究活動(所属学会・学内外の共同研究)の実態を把握するなど、貴短期大学部として適切な研究支援体制を整備することが期待される。

また、科学研究費補助金などの研究助成金の申請も低調であることから、これらの申請の活発化に向け貴短期大学部として必要な対策をとることが望まれる。

7. 社会貢献

一部には個人的に社会貢献を行っている教員がいるが、組織的な社会貢献に関しては、体力測定・評価を専門とする教員の授業を選択しているゼミ生を大府市へ派遣することや、併設大学と協力体制のもとで公開講座を開催すること、近隣の中学校の運動部を指導すること以外は、施設の開放にとどまっている。貴短期大学の理念・目標や教育内容、また教員と学生の姿を地域社会の人々に周知するためにも、それらを踏まえ、貴短期大学部の特徴を生かした教育・研究成果の情報発信や公開講座を開催し、地域社会と連携や交流をしながら、組織的かつ積極的に社会貢献を行っていく必要がある。

一、助 言

- 1) 社会貢献への取り組みが十分ではないので、体育学科の専門性を生かしながら教育・研究上の成果を組織的かつ積極的に社会へ還元していくことが必要である。

8. 教員組織

教員の募集・任免・昇格については、「中京女子大学短期大学部教員に関する規則」など教員人事関係規則を適用して運用している。しかし、貴短期大学部の専任および兼任教員の教育・研究活動の評価について、昇任審査時以外では特に行っておらず、また講義・演習・実験などの教育上の実績を評価する明確なシステムも構築されていないので、教育・研究能力の向上を図るためにも、そうした体制の整備が必要である。

なお、教員の任用・昇任の選考にあたっては教授能力も検討することとしているが、「教育研究業績書」の記述内容に精粗が見られるため、学内で統一的なものとする工夫も必要である。

9. 事務組織

事務組織についてはおおむね機能的に整備されているが、事務職員の業務量にばらつきが見られるため、その適正化に向けた努力が望まれる。また、事務職員の任免・昇格に関する規定がなく、その基準・手続きが明文化されていないため、適切に定める必要がある。

事務組織と教学組織・理事会との関係では、貴短期大学部の置かれた厳しい状況の下で協働して問題を解決していくためにも、さまざまな場面において、事務組織の意向がより学校運営に反映されやすい組織づくりが期待される。

さらに、ここ数年取り組まれている「自己啓発研修会」の有効性を検証するとともに、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を活性化し、事務職員の能力向上や行政職としてのアドミニストレーターの養成に努めることで、事務組織の機能強化と効率化のための取り組みを具体化していくことが必要である。

一、助言

- 1) 事務職員の任免・昇格に関して、基準や手続きが明文化されていないので、改善が必要である。

10. 施設・設備等

校舎等の施設・設備に関する改善については年次的に推進することであるが、今後の教材のデジタル化に迅速に対応するため、情報処理機器などの教育用機器・備品等については特に早い機会に整備することが望まれる。また、校舎の老朽化に加え、1994（平成6）年以前の建物についてはほとんどバリアフリーの観点から整備されていないという状況については、具体的な改修計画を立案していくことが求められる。

「規模別講義室・演習室使用状況一覧表」によれば、小規模の教室の使用頻度が低い。少人数教育などの教育上の観点や施設の有効利用の観点から、今後検討することが望ま

れる。

施設・設備の維持・管理については、専門業者への委託や定期的な点検が行われており、管理・責任体制におおむね問題はないが、今後は、学内の衛生・安全・防犯・防災について規定していくことが必要である。

一、助言

- 1) 一部の新しい建物を除き、施設のバリアフリーへの取り組みが不十分であるため、改善が必要である。
- 2) 学内の衛生・安全・防犯・防災について規定化していないので、改善が必要である。

11. 図書館および図書・電子媒体等

併設大学との共用という利点を生かし、蔵書数、閲覧座席数、開館日数・時間に関するサービス面においては充実しているが、洋雑誌の購入費用の増額、電子ジャーナル化の必要および書庫スペースのさらなる確保が求められる。バリアフリー化、適正な専門職員数の確保をも含め、より利用しやすい図書館とするために、一層の努力が望まれる。

また、専門性を考慮しても、学生の年間貸出延人数、貸出冊数が少ない。さらに、図書館の地域への開放を行っているが、その利用者数も年々減ってきている。その対策として、図書館では蔵書データのインターネットによる公開を開始したことは評価できるが、利用者数の増加に向けたさらなる取り組みが期待される。

12. 管理運営

法人理事会において、各理事の職責と権限を明確にするような体制整備が行われていることは評価できるが、学長以下、副学長、短期大学部長などの役職者の教学上の職務内容や権限を一層明確にし、加えてそれぞれの選任手続きの客観性・透明性を図ることが望まれる。さらに、学長の諮問機関としてのキャビネットミーティングと教授会、また、このミーティングと各種委員会との関係などを明確に位置づける必要がある。

13. 財務

財政基盤確立のために、大幅な定員割れが続いていた生活科学科を 2007（平成 19）年度に募集停止し、体育学科の入学定員増を図っている。また、2009（平成 21）年度からは専攻科を設置することを決定している。しかしながら、貴短期大学部単体では、この 6 年間収容定員を満たせず、人件費依存率が急速に悪化してきているだけでなく、法人全体でも、翌年度繰越消費支出超過額の割合は帰属収入の 120%前後と高い数値が続く、要積立額に対する金融資産の充足率も 50%を割るなど、確たる改善となっていない。学校法人として、将来をどう立て直すかが問われているのが実情であり、こうした問題

を学校法人も貴短期大学部も理解はしているものの、現在に至るまで将来構想計画、中・長期的な財政計画は、具体的に策定されていない。過去の消費支出超過や、近年の学生数の減少等による収入不足などにどう対応するのか、そのための具体的かつ的確な改善方策を策定することが喫緊の課題である。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われていると判断できる。しかし、監事の監査報告書は、私立学校法の改正により「学校法人」の業務と記載すべきところ、「理事」の職務執行と記載している点は改善されたい。また、監査方法についての記載がないので、主な監査手続きについて記載することが望まれる。

一、勸告

- 1) 翌年度繰越消費支出超過額が帰属収入を上回る厳しい状態が続き、貴短期大学部だけでなく、学校法人としても厳しい財務状況であるにも関わらず、財政改善に向けた具体策がまだ提示されていないので、早急に是正されたい。
- 2) 監事の監査報告書では、私立学校法の改正により、「学校法人」の業務と記載するよう是正されたい。

14. 自己点検・評価

「自己啓発委員会」や「自己点検・評価実施委員会」を設置し、「自己啓発委員会」を理事長の諮問機関と位置づけ、構成員として理事を加え、スピーディーな解決処理が行われていることを特徴としている。しかし実際には、貴短期大学部独自の視点から、十分な自己点検・評価を行った上で報告書が作成されているとは言い難い。今回の報告書では、設定されている到達目標と自己点検・評価内容が論理的に結びついておらず、問題点が洗い出せていないものが多い。また、洗い出せていても、その改善策まで具体的に導き出せておらず、この自己点検・評価の実効性には問題がある。関連して、自己点検・評価が客観的根拠に基づいていないものも多い。

自己点検・評価報告書の形式・内容を今後、徹底的に見直した上で、それを定期的に取りまとめ、公表することが極めて重要である。さらに自己点検・評価に客観性を持たせるためには学外者による検証を定期的に行う必要がある。今後、以上の点において、早急に是正されたい。

一、勸告

- 1) 客観的で組織的な自己点検・評価が行われていないので、自己点検・評価の体制とシステムを是正されたい。

15. 情報公開・説明責任

個人情報保護については、「セキュリティ対策委員会」の設置、関係規程のホームページでの公開など、おおむね整備されている。

その他、教育・研究活動などについてもホームページ上で公開されており、よって、情報公開に関しては、教職員、保護者、学生、一般に対して広く行われ、説明責任等は全うされていると判断できる。

財務情報の公開については、「学校法人中京女子大学 決算書について」や『教育後援会報』で概要を付した財務三表を掲載すると同時に、ホームページによって広く一般にも公開している積極的な姿勢は評価できる。また、教職員と在学生に対し、学内掲示も行っている。しかし、「学校法人中京女子大学 決算書について」は教職員にのみ配布されており、『教育後援会報』についても対象が保護者に限られているため、対象を卒業生等に広げる、事業内容等と符合した解説を付ける、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

以 上

「中京女子大学短期大学部に対する認証評価結果」について

貴短期大学部より2008（平成20）年1月29日付文書にて、2008（平成20）年度の短期大学認証評価を申請された件につき、本協会短期大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴短期大学部の評価を行うために中京女子大学短期大学部評価分科会を設置し、本協会が設定している「短期大学基準」への適合状況を判定するために、提出された自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴短期大学部の意見も十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。

(1) 短期大学認証評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成しました。これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめ、中京女子大学短期大学部評価分科会において、同（原案）をもとに討議を行い、その結果に基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、短期大学財務評価分科会を構成する委員が評価所見を作成し、これをもとに短期大学財務評価分科会で審議した結果を、主査が分科会報告書（案）として取りまとめました。各分科会報告書（案）は貴短期大学部に送付し、これをもとに実地視察を行いました。

実地視察では、分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

その後、同報告書（最終）をもとに作成した「評価結果」（素案）を短期大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴短期大学部に送付しました。同委員会案については、意見申立の手続きを経て短期大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（具体的な評価の手続き・経過については資料2「中京女子大学短期大学部に対する短期大学認証評価のスケジュール」を参照）。

なお、「評価結果」は、学校教育法第110条第4項に基づき、貴短期大学部への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 短期大学認証評価結果の構成

認証評価結果は、「Ⅰ 認証評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 短期大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」の項では、短期大学基準の適合の可否について記してあります。

なお、最終の評価結果を出す時点で当該短期大学の今後の動向を見極める必要があると判断した場合には、短期大学基準の適合の可否の決定を保留することもあります。

「Ⅱ 総評」の項では、評価結果全体にわたる総合的所見を記してあります。

「Ⅲ 短期大学に対する提言」は、短期大学の長所をさらに伸長させる観点から提示する「長所」と、問題点に対する「勧告」、「助言」で構成されています。「勧告」、「助言」はいずれも短期大学の改善・改革に資するために提示する点で共通しますが、「勧告」は、短期大学としてふさわしい最低要件を充たしていない事項や、改善・改革への取り組みが充分でない事項に対し義務的に改善を求めるものです。一方、「助言」は、短期大学としてふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示するもので、それらにどう対応するかは原則として各短期大学の判断に委ねられています。

(3) 改善報告書の提出について

認証評価結果において、「勧告」もしくは「助言」事項が示された短期大学は、同事項への改善状況や対応状況を改善報告書として取りまとめ、原則として2012（平成24）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

中京女子大学短期大学部資料1—中京女子大学短期大学部提出資料一覧

中京女子大学短期大学部資料2—中京女子大学短期大学部に対する短期大学認証評価のスケジュール

中京女子大学短期大学部資料 1

提出資料一覧

調書

資料の名称
(1) 点検・評価報告書 主要点検・評価項目の記載状況
(2) 短期大学基礎データ 専任教員の教育・研究業績 (表15、16 別冊)

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学科、専攻科等の学生募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度 中京女子大学・中京女子大学短期大学部 入学者選抜試験募集要項 ・平成19年度 中京女子大学・中京女子大学短期大学部 外国人留学生特別選抜試験募集要項
(2) 短期大学、学科、専攻科等の概要を紹介したパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・2007大学案内 ・中京女子大学 ファクト・ブローチャー2006
(3) 学科、専攻科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	<ul style="list-style-type: none"> ・教学の手引 ・授業計画 (シラバス)
(4) 学科、専攻科の年間授業時間割表	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間割表
(5) 各種規程等一覧(抜粋) <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学学則、各学科規程、専攻科規程等 ・ 教授会規則等 ・ 教員人事関係規程等 ・ 学長選出・罷免関係規程 ・ 自己点検・評価関係規程等 ・ ハラスメントの防止に関する規程等 ・ 寄附行為 ・ 理事会名簿 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中京女子大学短期大学部学則 ・ 中京女子大学短期大学部教授会規程 a. 中京女子大学短期大学部教員に関する規則 b. 中京女子大学短期大学部教員選考規程 c. 中京女子大学短期大学部教員選考基準 d. 中京女子大学短期大学部教員選考基準細則 e. 期限付専任職員規程 ・ 中京女子大学学長および中京女子大学短期大学部学長選任規程 ・ 中京女子大学学長および中京女子大学短期大学部学長候補者選考委員会規程 ・ 中京女子大学短期大学部自己啓発委員会規程 ・ 中京女子大学短期大学部自己点検・評価実施委員会規程 ・ 学校法人中京女子大学のセクシュアルハラスメント防止委員会に関する規程 ・ セクシュアルハラスメント相談窓口に関する規程 ・ セクシュアルハラスメント調査委員会に関する規程 ・ 学校法人中京女子大学寄附行為 ・ 学校法人中京女子大学 理事・監事名簿
(6) 寄附行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人中京女子大学寄附行為 ((5)と同じもの)
(7) 規程集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人中京女子大学規程集 (関係分抄録)

(8) 短期大学・学科等が独自に作成した自己点検・評価報告書	
(9) 図書館利用ガイド等	・図書館利用案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	・中京女子大学・同短期大学部セクシュアルハラスメント防止ガイドラインについて
(11) 就職指導や進学指導に関するパンフレット	・企業向け大学案内パンフレット ・就職の手引
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	・学生相談室（サポートルーム）利用案内
(13) 財務関係書類	<ul style="list-style-type: none"> a. 財務計算書類 b. 監査報告書 c. 平成19年度 学園経理公開について 財政公開資料のうち、財産目録と事業報告書のウェブ公開のURLは下記の通りである。（それぞれの掲載期間を括弧内に記す） 情報公開全般（19年7月～） http://www.chujo-u.ac.jp/koukai/index.html 財産目録（19年7月～） http://www.chujo-u.ac.jp/img/koukai/H18_zaisan.pdf 事業報告書（19年7月～） http://www.chujo-u.ac.jp/img/koukai/H18_jigyoo.pdf ・財産目録（平成14-19年度）
(14) その他（オプション項目「特色ある取り組み」の関連資料など）	

中京女子大学短期大学部に対する短期大学認証評価のスケジュール

貴短期大学部の評価は以下の手順でとり行った。

2008年	1月29日	貴短期大学部より短期大学認証評価申請書の提出
	3月7日	平成19年度第4回短期大学評価委員会の開催（平成20年度短期大学認証評価の分科会構成およびスケジュールの確認）
	4月上旬	貴短期大学部より短期大学認証評価関連資料の提出
	3月11日	臨時理事会の開催（平成20年度短期大学評価委員会各分科会構成を決定）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴短期大学部より提出された資料の送付
	5月27日、 29日	評価者研修セミナーの開催（平成20年度の評価の概要ならびに主査・委員が行なう作業の説明）
	6月10日	第1回短期大学財務評価分科会の開催
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴短期大学部に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月19日	中京女子大学短期大学部評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月25日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴短期大学部への送付
	10月14日	実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	12月1日	平成20年度第1回短期大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴短期大学部への送付
2009年	2月9日	平成20年度第2回短期大学評価委員会の開催（貴短期大学部から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月19日	第451回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月12日	第101回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）